

## 公立大学法人奈良県立医科大学コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画

令和4年3月3日

統括管理責任者決定

令和6年6月18日改正

公立大学法人奈良県立医科大学では、「公立大学法人奈良県立医科大学における公的研究費の取扱いに関する規程」第5条第2項に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画を以下のとおり策定し、実施するものとする。

### 【コンプライアンス教育】

実施対象	公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員（別紙参照）
実施目的	自身が取り扱う公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させること
回数・時期	公的研究費の適正使用にかかる研修会（年度当初） 研究不正防止研修会（1月ごろ）
実施方法	対面又はオンラインでの研修・説明会、e-ラーニングによる学習等

### 【啓発活動】

実施対象	全ての構成員
実施目的	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること
回数・時期	少なくとも四半期に1回程度 （繰り返し頻繁に実施することで意識付けを図る）
実施方法	既存の会議等での啓発資料の配付、学内 Web サイト・メール等による情報共有、ポスターの掲示、意識調査の実施等

・不正使用防止計画やルールを理解し、不正を起こさせない組織風土を形成するために、コンプライアンス教育と啓発活動は、相互に補完する形で実施する。

・コンプライアンス教育は、不正防止対策の理解の促進を目的として実施し、受講状況及び理解度を把握することが求められる。また、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のある内容を設定し、定期的に見直しを行う。

・啓発活動の内容は、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案（他機関の事案も含む）及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を図ることとし、実施の効果を適宜確認し、実効性・効率性の観点から必要な見直しを行う。

## 公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員

公立大学法人奈良県立医科大学コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画においてコンプライアンス教育の実施対象と定める「公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員」について、下表のとおり定める。

区 分		備 考
本学の教職員 (非常勤職員 を含む)	【教育研究を担う職員】 教員、寄附講座教員、特任教員、 特別研究員、医員（診療助教を含 む）、非常勤講師	ただし、医療活動のみを担う場合（医員 等）、又は講義又は演習のみを担う場合 （非常勤講師）は除く
	【事務を担う職員】 事務職員、教室職員、契約専門職 員、時間雇用職員、嘱託職員	公的研究費に関する物品等の購入※ <sub>1</sub> 、旅 費・謝金の支給に関する業務※ <sub>2</sub> 及び教職 員、RA等の勤務管理に関する業務※ <sub>3</sub> を行 う職員 ＝各講座及び研究推進課（不正防止計画推 進部署）所属の職員が対象
	【医療を担う職員】 技術職員（コメディカル、看護 師、事務職）	技術職員（コメディカル、看護師、事務職） は、業務上、教育研究活動を行わないため 対象外。 ただし、医療活動とは別に教育研究活動を行 う場合は、上欄の教育研究を担う職員と 同様に対象とする。
本学の教職員 以外の者	博士研究員、リサーチ・アシスタ ント（RA）	

※1 物品等の購入に関する業務とは、契約の相手方の決定、給付の完了確認及び支払手続きを行うための業務をいう。

※2 旅費・謝金の支給に関する業務とは、旅行の申請、旅行の完了確認、謝金の申請及び講演等実施確認を行うための業務をいう。

※3 勤務管理に関する業務とは、勤務時間の管理、報告、提出に関わる業務をいう。